

1. 令和7年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和7年9月4日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定について

日程3 議案第85号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算
(専決第1号)）

日程4 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程5 議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

日程6 議案第88号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程7 議案第89号 郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程8 議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

日程10 議案第92号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

日程11 議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

日程12 議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

日程13 議案第95号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程14 議案第96号 令和6年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程15 議案第97号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程16 議案第98号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程17 議案第99号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について

日程18 議案第100号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について

日程19 議案第101号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程20 議案第102号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程21 議案第103号 令和6年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程22 議案第104号 令和6年度郡上市財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程23 議案第105号 令和6年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程24 議案第106号 令和6年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程25 議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定について
- 日程26 議案第108号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程27 議案第109号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議案第110号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程29 議案第111号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程30 議案第112号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第2号）について
- 日程31 議案第113号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程32 議案第114号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程33 議案第115号 市道路線の認定について
- 日程34 報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程35 報告第8号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について
- 日程36 報告第9号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について
- 日程37 報告第10号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について
- 日程38 報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について
- 日程39 報告第12号 株式会社郡上エネルギーソリューションの経営状況の報告について
- 日程40 報告第13号 令和6年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程41 報告第14号 放棄した債権の報告について
- 日程42 報告第15号 専決処分の報告について
- 日程43 議報告第10号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程44 議報告第11号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山 浩樹	2番	大坪 隆成
3番	有井 弥生	4番	和田 樹典
5番	みずの まり	6番	蓑島 正人
7番	池田 源則	8番	池戸 郁夫
9番	山田 智志	10番	本田 敦治

11番	長岡文男	12番	田代まさよ
13番	田中義久	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。 (なし)

5. 欠員 (1名)

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
総務部付部長	村瀬正純	健康福祉部長	田口昌彦
農林水産部長	田代吉広	農林水産部付部長	伊藤公博
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信
国保白鳥病院事務局長	蓑島康史	代表監査委員	神谷公眞

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	野田知孝
議会事務局 議会総務課 主任	荻本恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和7年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、よろしくお願ひをいたします。

議事に入る前に、ここで御報告を申し上げます。現在1名欠員となっています文教民生常任委員会委員の選任について、郡上市議会委員会条例第2条第1項及び第8条第1項の規定により、私、森藤文男を指名いたしましたので、御報告をさせていただきます。

また、いつも皆様方にはお願ひ申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、またマナーモードにしていただくようよろしくお願ひをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、2番 大坪隆成議員、3番 有井弥生議員を指名をいたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る8月26日、議会運営委員会において御協議をいたしております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで、山川市長から御挨拶をいただきます。市長、よろしくお願ひいたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 令和7年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。提案説明に入ります前に、6月定例会以降の郡上の動きにつきまして、報告などをさせていただきます。

今年も、郡上おどり、白鳥おどりなど、大変にぎわしく盛り上がりを見せました。天気も幸いよく、この郡上八幡のおどりにつきましては、徹夜おどり大盛況でした。

今年は、子どもたちが夜10時以降も踊りの輪に加わり、また踊りを手伝うということができないか。これまで10時以降は補導対象となっていましたが、それが何とか打ち破ることができないかといろいろ模索をしましたところ、保護者の同伴である、もしくは責任ある成人と一緒にすれば、その10時ということは、子どもたちの健全な育成に資する行事、つまり盆踊り、また祭りなど、これは岐阜県青少年健全育成条例の中で、先ほどの条件がつけばいいということが分かり、今年は徹夜おどりの場で高校生も午前様までたくさん来てくださいました。当然親御さんもおられたため、これもにぎわいの一つだと思います。

こういう決まりがあるからできない、それで終わるのではなく、何か考え、何かを探し、そして、つくっていけば、今までの行事がもっと広がる、私はそういうことを自ら経験させていただき、郡上の子どもたちもそういう意味では大きく変わってきていると思います。

また、子どもたちの行事でいえば、美並のフォレストパークで先般行われました野外フェスSAXSIAの大成功があります。郡上の高校を卒業した高校生が、この郡上で音楽イベントをしたいという夢をずっと温め続け、そして、その支援者の輪が広がり、自分たちで資金調達をし、今回の成功に至りました。これも今までにない大きな流れだと思って、私は大歓迎をいたします。

そして、年配の方につきましては、先週の日曜日、郡上のある地区的敬老会に呼ばれることになりました。敬老会事業につきましては、令和7年度予算におきまして、予算の削減ということで、1人2,000円のお祝い金を終了とさせていただいているところです。どういった反応があるかと思いながら、その敬老会へ行きました。実は、この敬老会の開催に当たっては、7年前、郡上市民病院の1医師であるときに3回ほど呼ばれていました。そして、地元の皆様、役員の方といろいろなお話をしました。そういうこともあり、お呼びがかかったと思いますが、役員の方からは、「市からの予算執行が止まったことで大変な思いをしたるんだぞ」というお言葉がありました。でも、その後には、「でも、自治会として予算を組んででもやらなきやいけないと思う」という、そういうお言葉がありました。「年配の方にも申し訳ないな。私がいろいろ考えて予算を削減させてもらって若い子に使いたいと思っておるんや」、こういうことをお話しましたら、「よう分かっておる

と、若い子に使ってやることはええことや」、そういったことを言ってくださいました。

心の中は申し訳ないという気持ちが反面、でも、この年配の方々、80歳を超えた人たちは、心の中はいつまでも青年なんだな、年を取って、おじいちゃん、おばあちゃんではなく、常に心の中は、中学、高校の頃の青春時代を持っているんだなと思いました。

やはり、私たちは、郡上をつくってきただいたこの年配の方に常に敬意をはらい、そして、この方たちからどうやって郡上をつくってきたかを学び、それを若い世代へ伝えていく、こういう作業が必要なんだと改めて実感したところです。

若い世代、年配の世代、やはり郡上がこれから発展することについては、どなたも大きな夢を持っておられます。私たちは一つになって、この夢をかなえる必要があります。

人口減少問題が迫り、その中で、経済や社会にできるだけ影響を残さないように、縮んでいく必要があります。

いろいろな方がお話をされておられますが、今、スマートシユリンク、スマートは賢く、シユリンクは縮む、賢く縮む、これを実現していくことで、ウェルビーイング、いわゆる心身の健康や幸福が得られる。うまく私たちはこの郡上市の社会を収縮させていく必要があります。

それには、経済的に今少ないと言われる人口の中でも、御高齢の皆様や女性の皆様の働く場をどう提供し、また、改善していくか。これは、私たちに課された大きな命題であります。

しかし、その女性、高齢者の方も働いていただくには限界があるでしょう。その中で、若い人たちに働いていただくためには、今までの既成概念を破る。先ほどお話をしました夜10時以降も踊れる、こういった形の働き方改革が必要です。やはり、今の若者は、働き方改革を望んでいます。しっかりと休めること、そして、自分の時間を持って思ったことをやりたい、そういうことを実現してやれるような郡上社会をつくっていく必要があります。

また、今、市役所で、そして、議会で郡上を動かしているのではなく、前市長の日置さんのときに、いろいろ考えられ進めようとしておられた住民自治、これをいま一度私たちは考え直す必要があると思います。

市民が主役、プレイヤーであるということを自覚していただき、自分たちでできるものは何なのか。そして、行政、議会がどうそこと一緒になってやれるのかということを、いま一度、郡上の市民、そして、私たちも考え、新しい郡上の在り方、つまりスマートな在り方を模索していく必要があります。

トライアンドエラー、幾つもの失敗を重ね、幾つもの挑戦をしていく必要があると思います。議会の皆様方と、これから一般質問、そして、日々の活動、そういったものを通して議論を十分尽くし、郡上の明日をつくっていきたいと考えています。

本日、御提案申し上げます案件は、令和7年度補正予算の専決処分に関するものが1件、人事案

件に関するものが1件、条例の全部及び一部改正などに関するものが7件、令和6年度決算認定に関するものが14件、令和7年度補正予算に関するものが6件、計画の変更に関するものが1件、市道路線の認定に関するものが1件の計31件でございます。

このうち決算認定に関しましては、神谷代表監査委員と田代監査委員の両名において、7月1日から8月8日までの間、延べ13日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認など、精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

なお、議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

令和7年9月4日、郡上市長 山川弘保。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

◎議案第85号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程3、議案第85号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第85号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年7月10日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億2,037万7,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

3ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更となります。起債の目的、補助災害復旧事業、補正後限度額を5,110万円とし、起債合計20億3,420万円とするものです。

事業概要説明一覧表、3ページをお願いいたします。

今回専決処分しました補正予算は、6月23日豪雨による災害復旧に関するものです。迅速な災害

復旧に努めるべく専決処分したので、よろしくお願ひいたします。

歳入、款13分担金及び負担金、農業費分担金、補正額44万1,000円、林業費分担金4万4,000円、こちらは地元の負担金となります。

款15国庫支出金、公共土木施設災害復旧費負担金466万9,000円。

款16県支出金、農地農業用施設災害復旧費補助金50万円。

款19財政調整基金繰出金8,124万6,000円。

款22市債、補助災害復旧事業債、公共土木施設分で230万円、農地農業用施設で40万円となります。

次に、歳出をお願いいたします。

歳出は、いずれも災害復旧事業となります。農地農業用施設の補助分としまして、補正額が630万円、同じく、農地農業用施設の現年補助分が100万円、林業用施設の単独分としまして1,930万円、公共土木施設の単独災害復旧事業分としまして5,600万円、同じく、現年補助分としまして700万円を計上させていただいております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第85号については、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第85号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第86号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程4、議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることがあります

いてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて。

人権擁護委員の候補者として、次のものを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

候補者の住所、氏名を読み上げます。

八幡町相生1106番地9、斎藤裕子さん。

美並町三戸78番地、高橋等さん。

和良町沢897番地2、毛利智見さんです。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るため、法務大臣が委嘱する委員で、人権擁護委員法第6条において、市長が議会の意見を聞いて推薦することとされております。

本議案は、委員15名のうち、令和7年12月31日をもって3名が任期満了となることから、同数の委員候補者の推薦につき、議会の意見を求める。

再任の推薦に際しては、75歳未満との要件がございまして、任期満了となる3名は、この要件に該当されるため御退任です。

候補者のお1人目、斎藤裕子さんは、元教員であることに加えまして、福祉委員の御経験がございます。

お2人目、高橋等さんは、元警察勤務で生活安全部門での相談を多く経験されておられます。

3人目の毛利智見さんは、御住職で寺カフェを開催するなど、地域の方との交流を大切にしておられます。

以上から3名ともに適任と考えてございます。

任期は、令和8年1月1日から、令和10年の12月31日の3年間です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質問を終結をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第86号については、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第86号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第87号から議案第90号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程5、議案第87号 郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてから、日程8、議案第90号 郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第87号をお願いをいたします。

郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について。

郡上市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、市職員等の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うなど、所要の規定を成立するため、この条例を定めようとするものでございます。

今回、改正が多岐にわたることから、全部改正という手法を取っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、資料をつけておりますので、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今ほど画面のほうに出ておりますが、資料の2、改正内容を御覧をいただきたいと思います。

1点目でございますが、旅費の支給対象や手続に関することでございます。出張や勤務の実態に応じて、自宅発の出発に係る旅費の支給を可能とするよう、出張の定義を改めます。

また、現行条例では、旅行代理店等の活用が想定をされておりません。原則、旅行した職員本人のみが旅費の請求、受給主体とされておりましたが、今回の改正は、旅行者に代えて市と旅行役務

提供契約を締結した旅行代理店等に直接旅費に相当する金額を支払うことを可能としており、旅行代理店を通じて出張を手配する際の旅費に関する手続の簡素化が図れるものと考えております。

2点目は、旅費の計算等に係る規定の見直しについてでございます。

旅費に要する鉄道賃、船賃、航空費、その他の交通費や宿泊費等について、実費を弁償することを原則とし、実勢価格との乖離の解消とともに、旅費計算に必要な事項の簡素化を図るなどの見直しを行います。

その内容について、まず、宿泊費について申し上げますと、近年、都市部において宿泊費が高騰しておりますので、現行の規定額と乖離が生じていることから、上限つきの実費支給に改正をいたします。上限額は、国内は都道府県ごとに、外国の場合は主要都市及びその他の都市ごとに設定するものとし、国家公務員の例にならい、施行規則において規定をいたします。

具体的には、東京を例に申し上げますと、現行は、市長等の場合は1万3,100円、職員は1万900円の定額としておりましたが、改正後は、それぞれ2万7,000円、1万9,000円を上限とした実費を支給することとなります。

次のページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、外国の場合のほうも記載をしておりますので、こちらについては、御覧おきをいただきたいと思います。

そして、その次のところでございますが、宿泊手当についてでございます。

これは、宿泊を伴う出張において、夕朝食代の掛かり増しなど、宿泊によって必要となる諸雑費を宿泊手当として整理したものでございますが、宿泊費に夕食代や朝食代が含まれる場合は減額して支給することとなります。国内は一律、外国は国別に設定するものとし、こちらも国家公務員の例にならい、施行規則において規定をいたします。

具体的には、国内は一律に一夜当たり2,400円、外国は国別に記載のとおりといたします。

このほか、移動と宿泊がセットになった、いわゆるパック旅行を使った場合も、それに応じた包括宿泊費という種目を追加するなどの改正を行います。

3点目は、適正な支出の確保についてでございます。この条例の規定に反して旅費の支給等を受けた場合には、受給した旅費は返納させる、または給与もしくは旅費の額から差し引くことを可能とする規定を設けるものでございます。

最後に、その他といたしまして、記載のとおり、種目における名称の変更を行っております。この条例は、令和7年10月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） 議案第88号をお願いいたします。

郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由についてですけども、この条例の14条の火入れの中止に関する規定における気象注意報の名称について、今、異常乾燥注意報というふうになっておりますけども、これを現行の名称となる乾燥注意報に改めるため、この条例を定めるものになります。

以上でございます。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 議案第89号をお願いします。郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

郡上市下水道条例及び郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。国からの通知に基づき、災害やその他非常時の場合における給水設備工事を円滑に実施できるよう、所要の規定を整備するために、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきまして、新旧対照表になります。第1条は下水道、第2条は上水道に関する条例の改正案でございます。

現行の現在の条例では、下水道の排水設備や上水道の給水設備は郡上市の指定を受けたもの、いわゆる郡上市の指定店でなければ工事ができません。災害時や非常時において、早期復旧などの目的で、郡上市以外で指定を受けたものにも工事をさせることができるよう、国の通知に基づき条例を改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上です。よろしくお願いをします。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、議案第90号をお願いします。

郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由です。白鳥保健センターの老朽化等により、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、保健センター機能を白鳥庁舎へ移転することに伴い、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表となります。

第2条、保健センターの名称及び位置について、右側の改正前の位置。郡上市白鳥町白鳥50番地8を、左側改正後、郡上市白鳥町白鳥38番地1に改めます。

施行日は公布の日からとなります。

次のページに資料を添付しておりますので御覧ください。

廃止する施設である白鳥保健センターは、供用開始が昭和57年で43年が経過しています。構造としては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積610平米で、施設の老朽化が進んでおります。また、暖房設備が故障しておりますが、部品調達困難により、修繕不可能な状況となっております。乳幼児健診、乳幼児相談、母子健康手帳発行等に利用していましたが、公共施設適正配置計画においても、機能移転、施設廃止の方針とされているため廃止といたします。機能の移転先は、白鳥庁舎2階西側フロアになります。白鳥保健センターの暖房故障のため、令和6年11月から機能移転しております、乳幼児健診の一部は大和保健福祉センターで実施しております。

参考にレイアウト図面を付しておりますので、また御覧ください。

なお、移転による不具合などは発生しておりません。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

なお、質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第91号から議案第93号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程9、議案第91号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから、日程11、議案第93号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの3議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第91号から順次説明を申し上げます。

91号をお願いいたします。

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継に関する特別の定めを

規約に追加することについて、関係地方公共団体と協議するものでございます。

ページを送っていただきますと、一部変更規約をつけておりますし、その後に資料を用意しておりますので、そちらを御覧をいただきたいというふうに思います。

初めに、変更規約の説明の前に、岐阜県市町村会館組合の概要と解散の理由について申し上げたいというふうに思います。

岐阜県市町村会館組合は、昭和30年に県下の全市町村をもって組織する特別地方公共団体として設立され、同時に、岐阜市司町に岐阜県市町村会館を建設し、岐阜県市長会、岐阜県市議会議長会、岐阜県市町村職員共済組合等の事務所などとして管理を行ってきました。

平成6年には、老朽化によりこの会館の建物を取り壊すとともに、入居しておりました市町村関係団体の事務所を確保するため、県民ふれあい会館の13階を借り受け、入居費等の支払い事務と、従前からの軽自動車税の申告に関する事務を行い、現在に至っておるところでございます。

この組合の事務局は、県下21町村が加盟する岐阜県町村会が担っておりますが、町村会は、岐阜県市町村職員退職手当組合の事務局も併せて行っておりまして、町村会の職員が2つの一部事務組合に所属をいたしまして、相互に移動しながら事務を行っている状況でございます。

2つの一部事務組合が町村会に並存することによりまして、内容を同じくする各種例規の制定、改廃を行う必要があるなど、事務効率の面で課題を抱えておりましたところ、令和7年度において、両組合の組合長が同一人となり、組合長から正式に会館組合の解散について提案があり、組合議会に令和8年3月31日をもって解散することを諮り、期間決定がされたものでございます。

それでは、規約変更の内容について説明をいたします。

一部事務組合の設立や解散に係る手続については、地方自治法に規定があるのですが、解散に伴う事務の承継については規定がございません。そのため、規約において承継の手続を定める必要があり、今回、そのための改正を行うものでございます。

なお、一部事務組合の規約変更については、地方自治法で関係地方公共団体の協議により定めるとされておりまして、さらに、当該協議は議会の議決を経なければならないことから、次の内容をもって協議することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める旨を第12条に追加するものでございます。

施行期日は、岐阜県知事の許可のあった日から施行するとしております。

続きまして、議案第92号をお願いをいたします。

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。

地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事

務の承継に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打ち切り決算の審査及び認定等について、関係地方公共団体と協議するものでございます。

ページを送っていただきますと、協議書に代わる同意書というものをつけてございます。こちらですが、通例では、関係地方公共団体の長の連署による協議書を作成するところですが、県下42市町村で組織する組合でございまして、1つの協議書に各市町村長が連署することが難しいことから、同一文面での同意書をもって協議書に代えることとされております。

それでは、資料にて説明をいたします。画面のほうに出来ますのでお待ちください。こちらの資料2ページのほうを御覧をいただきたいと思います。

一部事務組合の解散、そして、解散に伴う財産処分は、いずれも地方自治法で関係地方公共団体の協議が必要とされ、さらに、当該協議にはそれぞれの議会の議決を要するものとされています。

また、前議案による改正後の規約の規定により、組合の解散に伴う事務の承継は、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定めることとなります。

そこで、次の内容をもって、解散、財産処分、事務の承継について、関係地方公共団体と協議することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

同意書の内容でございます。表を御覧をいただきたいと思います。

まず、1点目、会館組合は令和8年3月30日をもって解散をいたします。

2点目でございます。解散に伴う財産処分についてでございますが、会館組合が所有する2つの基金のうち、ふれあい会館入居基金5億7,369万円は、次のページの表の下のところを御覧をいただきたいと思います。そこに記載をしておりますが、市町村関係団体のふれあい会館の入居に当たり、町村の負担軽減を図ることを目的に、岐阜県町村会から指定寄附を受けたものでございます。寄附の条件に基づきまして、解散に伴って町村会に全額を返還することといたします。

表のほうに戻っていただきまして、基金のうち、財政調整積立金5,200万円余については、記載の方法により、42市町村で分配することといたします。なお、基金以外に、会館組合に属する財産は不動産、動産、いずれもございません。

3点目は、解散に伴う事務の承継についてでございます。

共同処理している事務のうち、ふれあい会館への入居事務については、現に入居をしております市町村、関係団体それが県の所管課と行うことといたします。

また、(2)の軽自動車税の申告に関する事務については、新たに本市を含む42市町村で任意の

協議会を組織し、これが引き続き、申告書、諸様式の印刷契約等の事務に当たることといたします。

次に、会計については、法律の規定により、解散の日をもって会計が廃止され、出納整理期間のない打ち切り決算となります。

(3) のところを御覧いただきたいと思いますが、その打ち切り決算の審査及び認定の取扱いについては、解散時の組合長の市町村で行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、関係市町村の長に報告しなければならないとしております。

そして、(4) でございますが、本市を含む関係市町村の長は、その報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するとしております。

なお、通常一部事務組合の解散に伴う打ち切り決算には、未収また未払金を計上する必要があるなど、通常年の決算と異なるとされておりますが、会館組合においては、これら未収、未払金がないということを確認されております。

(5) 打ち切り決算後の歳計現金でございます。軽自動車税の申告に関する事務を承継する任意の協議会に譲渡することといたします。

(6) は、会館組合が所有する公用文書の取扱いとなります。記載のとおり、文書の種類によって、承継する組織を定めるものでございます。

4点目の職員の処遇について。(1) です。解散時に在職する4名の職員ですが、退職手当組合の職員として身分を引き継ぎます。これに伴いまして、(2) 会館組合が退職手当組合に納入した負担金の累計額と、会館組合の退職者に支払われた退職手当の累計額は、退職手当組合の負担金、給付金累計額に計上されるものであること。併せて、当該職員に係る令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算等については、退職手当組合が行うこととしております。

最後、5点目ですが、この協議書に定めのない事項、または疑義が生じた事項は、組合の構成団体がその都度協議して定めるものとしております。

以上が、同意書の内容の説明となります。

最後に、議案93号をお願いをいたします。

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法第286号第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290号の規定により議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、岐阜県市町村会館組合の解散に伴う岐阜県市町村職員退職手当組合からの脱退

による構成団体の減及び規約変更について、関係地方団体と協議するものでございます。

ページを送っていただきますと、改め文、そして新旧対照表をつけておりますが、こちらも資料のほうで説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いをしたいと思いますが、議案第93号のところでございます。

市町村会館組合は、岐阜県市町村職員退職手当組合に加入をしておりまますので、解散によって退職手当組合から脱退することとなります。

このため、脱退に伴って、退職手当組合の構成団体数が減少すること及び規約から削除するための改正を行うことについて、関係地方公共団体による協議が必要になります。

地方自治法の規定により、関係地方公共団体の協議により、規約変更を行うに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

その内容は、規約別表に掲げる退職手当組合の構成団体から岐阜県市町村会館組合を削るもので、施行期日は令和8年4月1日からの施行としております。

資料では、議案第91号から議案第93号までに関連する法令をつけておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひをいたします。

○議長（森藤文男） 以上で、説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第94号から議案第107号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程12、議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程25、議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの14議案を一括議題といたします。説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第94号 令和6年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第95号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号 令和6年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第97号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、議案第100号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第101号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第102号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第103号 令和6年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第104号

令和6年度郡上市財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第105号 令和6年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第106号 令和6年度郡上市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案第107号 令和6年度郡上市病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て議会の認定に付する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

令和6年度決算総括表を御覧ください。会計ごとの決算額を一覧表にしております。

一般会計。歳入決算額323億4,687万22円。歳出決算額311億4,935万8,090円。

特別会計は、全10会計合計で、下から2段目となります。117億2,601万6,396円。歳出決算113億1,701万9,009円。

次のページをお願いいたします。企業会計となります。

水道事業会計。収益的収支決算額、収入が13億1,244万8,021円。支出が12億3,738万1,383円。資本的収支の収入が8億2,838万8,000円。支出が12億4,377万4,432円。

下水道事業。収益的収支の収入が23億3,808万105円。支出が22億8,313万7,282円。資本的収支の収入が8億5,208万6,000円。支出が15億8,758万3,493円。

病院事業会計。収益的収支の収入が42億2,964万1,573円。支出が44億629万6,825円。資本的収支の収入が2億5,785万9,707円。支出が5億1,340万4,180円。

以上が、各会計の決算額となります。

決算審査におきましては、決算書のほか資料により説明いたしますので、それぞれ御確認の上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長（森藤文男） ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査の報告を頂きたいと思います。

神谷代表監査委員。

○代表監査委員（神谷公眞） 令和6年度決算審査報告をいたします。

市長から審査に付されました令和6年度の決算審査を実施し、審査意見書を提出させていただきましたので、概要を報告させていただきます。

審査は、7月1日から8月8日までの13日間をかけて、田代監査委員と2人で書類審査及び現地審査により実施いたしました。

審査の着眼点、審査方法は、調書及び各書類が関係法令等に準拠して作成されているか。

令和6年度の予算が適切に執行されているか。

決算に示された数値に誤りがないか。

事務事業の効果などについて、担当部局の説明を聴取しながら、公正不偏の態度で実施いたしました。

その結果としましては、いずれも関係法令において適正に執行されていることを認めました。

それでは、各審査意見について順次、御報告を申し上げます。

初めに、一般会計、特別会計について御説明いたしますので、郡上市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の33ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和6年度の決算額は一般会計、特別会計を合わせて歳入が440億7,288万6,418円で、前年度に比べ、11億4,908万2,619円の増、歳出が424億6,637万7,099円で、前年度に比べ、11億751万9,036円の増となり、歳入歳出ともに増加した。

決算収支は、歳入から歳出を差し引いた形式収支が16億650万9,319円の黒字、形式収支から翌年度繰越財源を控除した実質収支も14億8,714万4,419円の黒字、実質収支から前年度実質収支を引いた単年度収支は2,880万8,683円の黒字となっている。

普通会計における財政指標では、財政力指数は前年度に比べ、0.004ポイント増の0.327となった。経常収支比率は前年度に比べ、0.4ポイント増の87.3%となった。

地方交付税のうち、普通交付税については、基準財政需要額の増、特別交付税では道路、除雪経費の大幅な増により、経常経費一般財源等歳入は増加したが、人件費や扶助費、繰出金等の計上経費、充当一般財源がそれ以上に増加したことが主な要因となっている。

財政運営の健全性を示す実質収支比率は、前年度に比べ、0.2ポイント減の5.9%となっている。

引き続き、財政健全化に向けた努力を継続していただきたい。

地方債については、新規借入額は21億7,310万円で、前年度に比べ、7億4,500万円の減となった。元金償還額は34億4,633万9,126円で、前年度に比べ647万1,726円の減となり、令和6年度末の地方債残高は264億9,153万3,000円と、前年度に比べ、12億7,323万9,000円の減となった。

今後も地方債の新規借入額を抑制しながら償還に努め、地方債残高の減少に努めていただきたい。

基金については、財政調整基金が3億8,967万341円増の23億3,752万9,380円。減債基金が9,032万6,867円増の3億9,668万8,089円、特定目的基金が4億3,293万3,051円減の31億9,734万8,676円となり、基金全体の残高は73億3,139万4,548円と、前年度末残高より1億6,593万459円の減となった。引き続き、国・県補助金などの財源の確保に努められ、基金残高の安定を図っていただきたい。

市税は、個人市民税でデフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、国が行った定額減税や固定資産税の3年に1度の評価替えによる減額により、前年度より2億567

万9,370円減の48億5,763万1,667円となった。

税の収納状況は、市税の収納率が95%で、前年度に比べ、0.1ポイント増となった。

引き続き、現年度の収納を強化することで、滞納処分への移行を減少させた。

また、国民健康保険税の収納率は80%で、前年度に比べ、0.5ポイント減となっている。

依然として続く物価高騰などが、収納率の低下の一因と考えられる。

税以外の収入における収入未済額は、過年度の住宅使用料においては、徴収努力により283万3,650円の減となっているものの、過年度の学校給食費においては、4万944円の増となっている。

引き続き、未収額の縮減に向けて努力していただきたい。

歳出では、定額減税補足給付金給付事業の改造や新型コロナワイルスワクチンの定期接種化への移行、子宮頸がんワクチン接種者の増加などによる予防接種事業の増、踏切道改良計画事業の皆増のほか、病院事業会計繰出金が増となった。

また、記録的な大雪により道路除雪経費が大幅な増額となった。

令和6年度は、山川新市長が就任され、新体制の下、誰もが安心して暮らせる郡上の実現に向け、事業の見直しを含めた事業実施の優先順位の再検討など、多くの取組が進展する年度となった。

令和6年度の市政運営では、人口減少問題、若い世代が活躍できる社会の実現、公共施設の適正配置、医療改革など、重点施策と位置づけられ、若い人たちが郡上で働き、郡上で暮らし続けることができる環境づくりに向けた各施策が幅広く展開された。

しかしながら、年々増加する社会保障費及び物価高騰の影響に伴う財政需要の増大により、依然厳しい財政状況が続くものと予想される。

今後も自主財源の確保に一層努めるとともに、選択と集中による事業の見直しを進め、将来にわたり健全な財政運営の維持に引き続き、取り組んでいただきたい。

以上で、令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査の意見とする。

それぞれ改善策等を検討していただき、今後も市民が安全で安心して暮らせる郡上市となるよう、御尽力いただきたい。

以上が、令和6年度郡上市一般会計、特別会計に関する審査意見であります。

次に、水道事業会計につきまして御説明いたしますので、令和6年度郡上市公営企業会計決算意見書の10ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和6年度の業務実績は、人口減少の影響により給水人口及び年間給水量が減少となっている。

有収率は前年度の78.9%から78.6%となり、前年度と同水準を維持しているが、施設の老朽化に伴い、有収率の低下が懸念されるため、老朽管路等の更新、耐震化事業の計画的、継続的な推進が望まれる。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は134円40銭で、営業費用は299円26銭となり、1立方メートルの水道水を供給することで、165円程度の給水損失となっている。

これは、物価高騰支援策として、令和6年度に実施した水道基本料金免除事業により、2か月分の基本料金の免除を行ったため、給水収益が減となったことや、広大なエリアの給水をまかぬ本市の水道は、必然的に施設数が多く、減価償却の割合が大きいことが要因となっており、採算性の面では、厳しい経営環境であることを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した経常収支比率は、一般会計からの補助金により、100%を超える104.1%となっている。

未処分利益剰余金は6,330万円で、昨年度より36万円増となり、前年度に引き続き、黒字経営となっていることから、引き続き、経営努力に取り組まれたい。

次に、流動比率を見ると、前年度と比較して17.6ポイント向上して209.2%となり、望ましいとされる200%以上となった。

給水収益に係る未収の当年度分収納率は99.5%となり、前年度と同水準となっている。

収納率は、引き続き高い水準を維持しており、精力的な滞納整理が伺える。

今後も未収の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

本市は、地形的に典型的な中山間地域にあるため、水道事業は、点在する多くの給水区域や延長約900キロメートルの水道管路を抱えており、既存施設の老朽化、南海トラフ地震などの大規模な自然災害への対応また人口減少による経営環境の悪化など、様々な課題に直面している。

令和7年度に入り、市民の理解、協力を得て、適正な水道料金の見直しを行っており、今後も経営基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、令和6年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、下水道事業会計について御説明いたしますので、24ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和6年度の業務実績は、処理区域内人口3万7,328人に対し、水洗化人口は2万7,803人で、水洗化率は76.9%となっている。

本市の下水道事業は、施設整備がおおむね完了しており、郡上市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全等に大きく貢献している。

整備した効果をより効率的に発揮するため、今後も継続的な接続促進に努められたい。

固定比率は、自己資本に対する固定資産の比率で156.4%となっており、100%を大きく上回っている。

下水道事業は、建設時の財源として企業債に依存する度合いが高いため、必然的にこの比率が高

くなる業種であり、減価償却費の進行により徐々に改善されることが見込まれる。

流動比率は、35%となっており、100%を大幅に下回っている。短期的な支払い能力の面で懸念される数値となっているが、これは流動負債に、下水道整備の際に借り入れた企業債の次年度償還金が含まれていることが主な要因である。

企業債の償還については、一般会計繰入金等の償還財源が見込まれるため、短期的な支払い能力の面では支障ないと考えられるが、長期的な視点では、今後の財務体質改善に努められたい。

総収益と総費用を比較した経常収支比率は、一般会計からの補助金により100%を超える102%となっており、当年度純利益は4,489万円の計上となっている。

また、下水道使用料に係る未収金の5月末時点での当年度分収納率は99.8%となっていることから、水道事業と同様に高い水準を維持しており、精力的な滞納整理が伺える。

今後も引き続き、未収金の新規発生を防ぐとともに、過年度分の回収に努力されたい。

下水道事業は装置産業とも呼ばれ、多くの設備が必要とされる業種で、本市においては、地形的に典型的な中山間地域にあるため、より多くの処理場と下水道管路等を有しており、電気料金や資材単価の高騰、人口減少に伴う経営環境の悪化に加え、道路陥没事故などにより昨今、全国的にも問題となっている下水道管路等の老朽化対策、また南海トラフ地震などの大規模な自然災害への対応など、ますます厳しい経営環境となっている。

令和元年度から取り組んできた下水道統合整備事業は、令和7年度をもって一旦、区切りを迎える予定となっており、引き続き、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、より効率的な経営を展開されるとともに、持続可能な下水道サービスの提供に努められたい。

以上が、令和6年度郡上市下水道事業会計に関する審査意見であります。

次に、病院事業会計について御説明しますので、42ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

令和6年度は、郡上市民病院は、医療収益の減少と医療費用の増加により、前年度以上に厳しい状況となった。

また、国保白鳥病院においても医療収益の減少、訪問看護ステーション事業費の収支の悪化により、同様の状況となった。

その結果、令和6年度の病院事業会計は、総収益は42億239万3,243円、総費用は43億8,715万6,670円となり、総収益から総費用を差し引いた純利益は1億8,476万3,427円の赤字となった。

前年度より赤字額は2億1,532万3,177円減少したが、収益的収支に係る一般会計からの負担金、補助金として、前年比3億3,074万3,000円増の8億7,870万3,000円が繰り出されていることを考慮すると、経営状況の一層の悪化が読み取れる。

設備整備については、郡上市民病院では、非常用自家発電設備エンジン交換工事、再来受付費な

ど3,340万400円が、国保白鳥病院では、非常用発電装置更新、超音波画像診断装置、画像診断支援システムなど、2,398万円の整備が行われた。

経営状態を勘案しながらも、患者の安全、適切な診断と治療に支障を来すことのないよう、中長期的な計画により計画的に施設整備を進められたい。

財務比率については、固定資産がどの程度、自己資本金でまかなわれているかを示す固定費率は、100%以下が望ましいとされるが、郡上市民病院は、前年度と比較して3ポイント減少して881.9%、国保白鳥病院は3.8ポイント増加して237.9%となっている。

郡上市民病院の指標の改善は、基準外繰入金の投入により、当年度純損失額は減少したことによるものであるが、当年度純損失の計上による未処理欠損金の増大により指標の悪化を招くものであり、自己資本増加に向けた対策に取り組んでいただきたい。

短期的な支払い能力を示す流動費率は200%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は、前年度と比較して7.5ポイント減少して25.4%、国保白鳥病院は13.2ポイント減少して40.1%となっている。

慢性的な資金不足による一時借入金等の増加が影響しており、資金繰りや資金計画の再確認だけでなく、経営体質の抜本的な改革に早急に進める必要があると考えられる。

経営の健全性を示す経常収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は、前年度と比較して6.7ポイント増加して96.6%、国保白鳥病院は1.3ポイント減少して94.1%となった。

医業の収支状況を示す医業収支比率は100%以上が望ましいとされるが、郡上市民病院は前年度と比較し、2.4ポイント減少して77.3%、国保白鳥病院は1.6ポイント減少して76.2%となった。

自己資本の比率を示す自己資本構成比率は50%以上が理想比率としているが、郡上市民病院は前年度と比較して0.5ポイント増加して10.5%、国保白鳥病院は、前年度と比較して0.3ポイント減少して36%となっており、企業債の借入れを抑え、自己資本増加に向け取り組んでいただきたい。

未収金については、主に国・県補助金に係る未収金の減により、前年度に比べ9,367万736円減少している。

受益者負担の公平性の観点からも、新たな未収金の発生防止に取り組まれるとともに、過年度の未収金の回収にも引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

令和6年度は、両病院とも入院患者数の増加により、入院収益が増加したもの、外来患者数の減少による外来収益の減少により、医業収益は減少となった。

一方で、給与費の増、物価高の影響による費用の増となり、厳しい決算状況となった。

コロナ禍以降、医業収支が悪化の一途をたどり、慢性的な資金不足状態によって、決算期における一時借入金の額が年々増加している。

令和6年度は、一時借入金の額がさらに増加したこと等による流動負債の増加と料金収入の減少

等による流動資産の減少等によって、地方公共団体財政健全化法における資金不足額が初めて発生するに至った。

昨年度までの資金不足状況に鑑みて、一般会計から基準外繰入金3億円余りを加えた11億円が繰り出されたが、それでもなお資金不足額の発生に至っていることから、経営状況がさらに悪化している状況及び長引く経営不振によって資金繰りがさらに悪化している状況が伺えるものである。

また、両病院ともこれまでの欠損金の累積により、純資産額が非常に乏しい財政状態となっており、今後もこの状況が続ければ、近い将来に債務超過となることが予見される。

郡上市民病院は、令和7年2月から経営改善等支援業務を株式会社麻生に委託して実施しているが、今後も両病院とも病院経営を取り巻く環境は、非常に厳しい状況が続くことが予測される。

今年度のような一般会計からの基準外繰出金の投入は、公営事業の独立採算制から適正ではなく、病院事業会計においては、早急に業務の見直し、効率化及び人員の配置の見直しなど、抜本的な経営の見直しを進め、資金不足額発生の早期解消に努められるとともに、医師、看護師等の医療従事者の持続的な確保に努められ、医業に対する安全性、信頼性の確保、医療水準の維持、向上を図り、地域の中核を担う医療機関としてその役割を果たされるよう期待する。

以上が、令和6年度病院事業会計に関する審査意見であります。

次に、財政健全化判断比率等に関する審査について御説明いたします。

報告第13号に添付されております令和6年度郡上市財政健全化判断比率等審査意見書の1ページを御覧ください。

それでは、御説明申し上げます。

市長から審査に付された財政健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため数値として表われていないので良好な状態である。

実質公債費比率は、地方債の新規借入額の抑制及び定期償還により地方債残高は減少しているが、令和6年度決算においては、償還、据置期間の見直しにより、元利償還金の額が前年度とほぼ同額となったため、3か年平均で前年度から0.3ポイント増の11.4%となっている。

将来負担比率は、地方債残高の減少や公営企業債等繰入見込額の減少等により、前年度に比べ、10.1ポイント改善され58.2%となっている。

今後も引き続き、財政健全化に向けて、地方債の新規借入額の抑制や交付税参入率の高い地方債の活用など、市債残高の着実な縮減などに取り組み、健全な財政運営に努めていただきたい。

以上が、令和6年度財政健全化判断比率に関する審査意見であります。

最後に、資金不足比率に関する審査について御説明いたしますので、3ページを御覧ください。

市長から審査に付された郡上市水道事業会計決算等に基づく資金不足比率は、正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類についても適正に作成されていることを認めた。

水道事業会計、下水道事業会計、工業団地事業特別会計、小水力発電事業特別会計においては、資金不足比率は算出されなかったため、数値として現れておらず、事業経営の健全性は保たれないと判断できる。

一方、病院事業会計においては、資金不足額が財政健全化法の解消可能資金不足額を上回ったことにより、法に基づく算定が開始されて以降、初めて4%の資金不足比率が生ずる結果となった。

コロナ禍以降、医療収支の悪化等により、慢性的な資金不足が生じていることから、抜本的な経営改善に取り組み、経営の健全化に努めていただきたい。

以上、令和6年度決算審査の審査結果について報告申し上げます。

○議長（森藤文男） 詳細な報告をいただき、ありがとうございました。

監査委員のお二人には、長期間にわたり審査をいただき感謝を申し上げますとともに、心からの敬意を表します。

今回、指摘されました事項につきまして、今後の決算認定の審査におきまして十分考慮させていただきます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第94号から議案第107号までの14議案につきましては、15名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり、付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よった、議案第94号から議案第107号までの14議案につきましては、15名の委員で構成する決算認定特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては、決算認定特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く15名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託しました議案第94号から議案第107号までの14議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月24日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条第1項で規定されています議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました議案第94号から議案第107号までの14議案につきましては、9月24日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることとし、また、地方自治法第98条第1項で規定されています議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定をしております。

(午前10時56分)

○議長（森藤文男） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎議案第108号から議案第113までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程26、議案第108号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程31、議案第113号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）についてまでの6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第108号 令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）について、議案第109号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第110号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第111号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第112号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第2号）について、議案第113号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第1号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計補正予算書、1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,186万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288億5,224万1,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、変更となります。

起債の目的、補助災害復旧事業、補正後限度額を1億5,850万円、緊急防災減災事業、補正後限度額を1億5,240万円、過疎対策事業、補正後限度額を14億680万円、起債合計23億1,060万円とするものです。

次に、国保会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,523万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,896万7,000円とする。

次に、介護会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,531万4,000円とする。

次に、後期医療会計をお願いいたします。

令和7年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,153万7,000円とする。

次に、財産区特別会計の補正予算書をお願いいたします。

令和7年度郡上市の財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万4,000円を追加し、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,502万6,000円とする。

最後に、病院事業会計の補正予算書1ページをお願いいたします。

病院事業会計予算（第1号）、第1条、令和7年度郡上市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款郡上市民病院事業収益、右側行きまして、補正後予定額649万円を増額し、補正後予定額を31億9,725万2,000円とし、支出の第1款郡上市民病院事業費補正予定額649万円、補正後予定額を33億3,332万1,000円とするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました、議案第108号から議案第113号までの6議案につきましては、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第108号から議案第113号までの6議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託をいたしました議案第108号から議案第113号までの6議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、9月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託しました議案第108号から議案第113号までの6議案につきましては、9月5日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第114号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程32、議案第114号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案114号をお願いいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次とおり変更することについて議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

過疎対策につきましては、郡上市過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、市内全域を対象として各種事業を進めております。これら事業の推進に際しまして活用できる過疎対策事業債は、充当率100%で、交付税措置が70%という非常に有利な起債でございます。ソフト事業を含め広く活用できることから、当計画では令和3年から令和7年度までを計画期間として可能な限りの事業を盛り込んで策定をしております。

この計画について事業の追加、中止を行おうとする場合や、目標達成状況の評価に関する事項を変更する場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決を得た上で、変更後の計画を主務大臣宛てに提出しなければならないとされております。今般、今年度の借入れのため必要な事業の追加など、議決が必要な変更が生じましたので、議案として提出をさせていただくものでございます。

参考資料を用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

画面のほうで出ておりますのが新旧対照表となります。こちらにて説明をさせていただきます。おめくりをいただきますと、1ページ、2ページは、章ごとに主な変更内容を示した総括表となりますので、こちらについては御覧おきをお願いいただければと思います。3ページ以降が新旧対照表となります。表中、左側が変更後、右側が変更前であり、下線、アンダーラインを引いております箇所が変更点となります。

今回は、議会の議決が必要な変更と併せて、記述の修正など、軽微な変更も行っておりますが、本日はこれらも含めまして、主要なものを抜粋して御説明をさせていただきます。

3ページの前段のところでございますが、計画書における第1章、基本的な事項の部分の文言の統一であったり、中部縦貫自動車道の開通時期の修正を行うものでございます。

3ページの下段から7ページの前段にかけましては、第3章、産業の振興に関する計画となります。社会情勢の変化等に伴う記述の修正とともに、特に7ページの表を御覧いただきたいのですが、旧大和第一北小学校体育館を活用いたしましたぎふ木遊館サテライト施設整備を追加させていただくものでございます。

7ページ中段ですが、第4章、地域における電気通信施設と情報化のための施設の事業内容にケーブルテレビ機器更新を加えるものでございます。

7ページの下段から11ページにかけましては、第5章、交通施設の整備、交通手段の確保に関する計画となります。このうち8ページは、現況と問題点の記述の修正とともに、交通手段に関して美並巡回バスの停留所の名称変更に伴いまして、起終点を修正するものでございます。

また、9ページから11ページにかけましては、市町村道、農道、林道の事業内容等の変更や追加に加え、大和ふれあいバスの老朽化に伴います車両購入の追加、また除雪機の購入台数の変更を行うものでございます。

続きまして、11ページの下段から12ページの中段にかけましては、第6章、生活環境の整備に関する変更となります。記述の修正のほか、事業計画表中、下水道処理施設の事業内容に統合地震対策事業を追加するものでございます。

12ページの下段から13ページにかけましては、第7章、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉向上及び増進に関する記述の修正のほか、冒頭申し上げました、議決に係る部分といたしまして、事業計画表中の事業名に保育所を追加いたしまして、事業内容といたしまして、明宝保育園の移転・複合化事業を加えるものでございます。

併せまして、(5)というところで、公共施設等総合管理計画等との整合という欄がございますが、ここに公共施設適正配置計画において示している明宝保育園の具体的方針を追加させていただきます。

最後に、14ページでございますが、第8章、医療の確保の事業計画表中、診療所の事業内容に国

保和良診療所の医療機器更新として、CT診断装置を加えるとともに、いわゆる過疎ソフト事業でございます過疎地域持続的発展事業の事業内容に郡上市民病院、国保白鳥病院の医師確保対策事業を追加するものでございます。

なお、14ページの一番最後のところでございますが、第14章、過疎地域持続的発展特別事業、過疎ソフト事業といたしまして、過疎ソフト事業に係る計画を再掲いたしているところでございます。今ほど申し上げました、郡上市民病院、国保白鳥病院の医師確保対策事業を追加させていただきます。

以上が変更の概要となります、これらの変更案につきましては、県との協議を経て、本議会に上程させていただいておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第114号については、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第114号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第114号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第115号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程33、議案第115号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第115号をお願いいたします。

議案第115号 市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路

線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

路線番号1—1317、路線名が西乙原区内56号線、区間につきましては、起点、郡上市八幡町相生字綱掛から終点、郡上市八幡町西乙原字春木場、路線番号1—1318、路線名、西乙原区内57号線、区間につきましては、起点、郡上市八幡町西乙原字川面から終点、郡上市八幡町西乙原字船渡切、路線番号5—1870、路線名、簾下・西切線、区間につきましては、起点、郡上市美並町大原字上滝口から終点、郡上市美並町大原字尾花前、路線番号5—1871、上滝口・大門線、起点、郡上市美並町大原字上滝口から終点、郡上市美並町大原字大門でございます。

おめくりいただきまして、参考資料1ページをお願いいたします。

道路認定に係る関係路線の概要等でございますが、それぞれの路線認定に係る路線名、認定の理由等をお示ししております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

西乙原区内56号線、西乙原区内57号線の位置図等をお示ししておりますが、市道認定の理由につきましては、主要地方道大和美並線の改良に伴いまして、旧道となる区間について県から移管を受けるため、新規路線として認定するものでございます。認定図面の赤色の実線でお示ししてある部分で、長良川の右岸側の県道を市道として認定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

市道認定に伴う詳細な図面でございますが、赤色の実線部分が今回認定をさせていただく区間になります。黒色の点線部分は、主要地方道、大和美並線の改良区間でありまして、赤色の実線部分が旧道として残る形になりますので、今回市道路線の認定をお願いするものでございます。

西乙原区内56号線の幅員は、2.9メートルから9.9メートルで、延長につきましては426メートル。西乙原区内57号線の幅員は、2.9メートルから10メートルで、延長につきましては334メートルとなっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

簾下・西切線の位置図等をお示ししておりますが、市道認定の理由につきましては、道路網の再編に伴いまして、旧道となる区間について県から移管を受けるため、新規路線として認定するものでございます。

認定図面の赤色の実線でお示ししてある部分で、長良川鉄道の大矢駅北側の一般県道大原富之保線の一部を市道として認定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。市道認定に伴う詳細な図面でございますが、赤色の実線部分が今回認定をさせていただく区間になります。黒色の点線部分は道路網の再編に伴い、市道川面線が県道に昇格いたしますので、赤色の実線部分が旧道として残る形になります。この区間について、

今回市道路線の認定をお願いするものでございます。幅員は2.5メートルから12メートルで、延長につきましては853メートルとなっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

上滝口・大門線の地図等をお示ししておりますが、市道認定の理由につきましては、一般県道白山美濃線の改良に伴いまして、旧道となる区間について県から移管を受けるため、新規路線として認定をするものでございます。

認定図面の赤色の線でお示ししてある部分の道路で、大矢駅の西側です。長良川鉄道の左岸側の県道を市道として認定をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

市道認定に伴う詳細な図面でございますが、赤色の実線部分が今回認定をさせていただく区間となります。黒色の点線部分は、一般県道白山美濃線の改良に伴い、市道滝口線が県道に昇格いたしますので、赤色の実線部分が旧道として残る形になります。この区間について、今回市道路線の認定をお願いするものでございます。

幅員については、2.5メートルから10.5メートルで、延長につきましては476メートルとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎報告第7号から報告第12号までについて（報告）

○議長（森藤文男） 日程34、報告第7号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程39、報告第12号 株式会社郡上エネルギーソリューションの経営状況の報告についてまでの6件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川徹） ただいま一括議題とされました6件のうちの5件が商工観光部案件になりますので、そちらにつきまして説明させていただきます。

地方自治法の規定によりまして、市が50%以上の出捐または出資をしている法人に対しまして、その経営状況を議会に報告するものでございます。

報告7号からの資料としまして、各報告かがみの後に各第3セクターの令和7年度の決算報告書のほうを添付させていただいておりますが、それぞれ資料が多くございますので、報告第11号の後に別途1枚ずつの資料を作成しておりますので、そちらをもとに説明させていただきたいと思いま

すので、よろしくお願ひします。この資料につきましては、各第3セクターの決算内容を一つにまとめておりますので、各報告のかがみ文を読み上げた後に、こちらのほうの資料で経営状況の報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

初めに報告第7号をお願いします。

一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

先ほどの添付の資料のほうで御説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。この上段のほうにあります経営状況のほうになりますが、郡上八幡産業振興公社の経営状況につきましては、この表の上段のほうにつきましては、第3セクターの名称、所在地、設立年月日、そして基本財産の欄につきましては、市からの出捐または出資金額、そしてその割合を記載しております。また、役職員の人数及び業務内容等を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

本日説明いたしますのは、上から2つ目の枠の財務状況を中心とさせていただきたいと思います。この枠の左側につきましては、貸借対照表から、右側は、損益計算書から、各表の項目にある事項について数値を記載しておりますので、よろしくお願ひします。単位は1,000円単位とさせていただいております。

まず、右側の損益計算書の内容から説明させていただきます。なお、郡上八幡産業振興公社は一般財団法人となっておりますので、損益計算書に当たります、正味財産増減計算書の内容となりますので、よろしくお願ひします。

1行目の、当期における売上げ高、または総収入につきましては、令和6年度は4億3,832万6,000円となっておりまして、令和5年度比で104%となっております。売上げ高は、令和5年度と比べますと、1,923万3,000円の増という形になっております。その要因といたしましては、各施設における入館料や物販等の収益事業の増、また公社が管理します町家、こちらのほうの家賃収入の増が主な理由となっております。

次に、4行目の当期損益を見ていただきたいと思います。こちらは当期の純利益になります。令和6年度につきましては、997万5,000円で、令和5年度比で45%の状況でありました。こちらにつきましては、売上げは増加しておりますが、人件費や光熱水費の高騰、商品仕入れの増加、また過日御報告させていただきました、情報漏えいに係ります調査費用などの不測の支出が生じたことによりまして、経常費用が増加し、当期の正味財産が減少したものとなっております。

続きまして、左側の貸借対照表からの項目を説明させていただきます。

資産合計につきましては、令和6年度は2億9,886万円で、令和5年度比で98%の状況となっております。資産が減少した理由としましては、仕入れの増加及び先ほど来からの情報漏えい調査の費用の増、こちらによりまして、現金預金が減少したものが主な理由となっております。

最下段の資本合計マイナス資本金の項目でございますが、こちらは、正味財産合計から出資金を差し引いたものとなっておりまして、繰越利益剰余金に相当します。令和6年度は1億9,582万8,000円となっておりまして、令和5年度比でいきますと101%の状況となっております。こちらにつきましては、有利子負債の返済によりまして、負債額の減少が主な理由となっております。また、こちらのほうにつきましては、プラス表記となっておりますが、この大半が固定資産の部分になつておりますので、よろしくお願ひします。

公社としましては、国内外はもちろんですが、インバウンドの集客へも注力したいというふうに伺っておりますし、昨年度、条例改正をしていただきました、使用料等の改正によりまして、こちらの部分で収益の確保、また、公社が管理しております各施設との連携によって、さらなる市街地への誘客に取り組んでいきたいというふうに話を伺っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、報告第8号となります。

郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

先ほどの資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

郡上大和総合開発株式会社の財務状況ですが、こちらもまず右側の損益計算書から説明させていただきます。当期における売上げ高につきましては、令和6年度は6億4,593万9,000円となっておりまして、令和5年度比で110%の状況となっております。当期損益につきましては、令和6年度は141万円のマイナス決算となっておりますが、令和5年度に対比しますと344万8,000円が改善された状況となっております。要因としましては、令和6年度はインバウンドを含めた観光客の増加、またこれに及びませんが、隣接しますフェアフィールド・バイ・マリオットホテル岐阜郡上、こちらの利用によります食事客の増加や、小団体、家族単位の利用の増加、またコロナ等によりまして、自粛傾向でありました宴会等の需要が回復したことに加えまして、道の駅を中心としました販売部門、こちらの付加価値の高い品ぞろえや、売れ筋商品の販売量の確保、販売強化を行つたことによりまして、当期損益が改善されたというふうに伺っております。

次に左側の貸借対照表からの最下段の項目、令和6年度の繰越利益剰余金につきましては、1億9,720万8,000円のマイナスで、5年度からマイナスが141万円増となった状況となっております。こちらにつきましては、短期借入れの減少、長期借入れの増加が要因となっておりますが、買掛金等の流動負債が増加したことによりますのが主な要因となっております。

郡上大和総合開発としましては、今後繰越利益剰余金のマイナス額を改善していくために、前年度比の5.7%の売上げ増を目標としておりますし、フェアフィールド・バイ・マリオット岐阜郡上との連携をさらに深めまして、郡上大和の魅力発信に努めまして、地域内経済の波及効果を高める取組を継続的に行い、施設の魅力や付加価値を高めることを取り組んでいきたいというふうに伺っておりますし、また、エネルギー価格の高騰に対しましても節電対策等を継続的に実施しながら、経費削減、経営の効率化を図っていきたいと伺っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、報告第9号となります。

株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の3ページとなります。よろしくお願ひします。

伊野原の郷の経営状況でございますが、右の損益計算書のほうから、当期の売上げ高につきましては、令和6年度は4,588万3,000円となっておりまして、令和5年度比で140%となっております。当期損益につきましても、令和6年度は690万9,000円の黒字決算となっておりまして、令和5年度比で582万7,000円の増となっております。宿泊施設カルヴィラいとしろの宿泊者の増加や除雪作業の収入増、こちらが主な要因となっております。

次に、左側の貸借対照表からの最下段の令和6年度の繰越利益剰余金になりますが、こちらは1,782万2,000円で、令和5年度から690万8,000円の増となっております。なおプラスになっております繰越利益剰余金については、固定資産を差し引きますと、1,653万円ほどの流動資産となっております。

伊野原の郷としましては、宿泊、飲食、売店での収益を安定的に上げるために、春、秋がこちらの施設につきましては、宿泊客の少ないシーズンとなっておりますが、こういったシーズンでも収益を上げることを目指して、体験メニュー等を展開していきたいというふうに伺っておりますし、加えて、名古屋や岐阜地域における教育旅行や研修会について誘致をしていきたいというふうに伺っております。

続きまして、報告第10号となります。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の4ページ目となります。よろしくお願ひします。

阿弥陀ヶ滝観光の経営状況でございますが、当期における売上げ高は、令和6年度は8,121万1,000円で、令和5年度比で115%となっております。当期損益につきましては、令和6年度は139

万9,000円の赤字決算で、令和5年度より806万円の減となっており、物価上昇によります、あゆパークの仕入れ原価、人件費の高騰が主な要因となっております。左側の貸借対照表からの最下段、令和6年度の繰越利益剰余金は、2,197万6,000円のマイナスとなっておりますが、令和5年度と比べますと、139万9,000円増加しております。このことにつきましては、債務であります有利子負債の増加により増加していることが主な要因となっております。

阿弥陀ヶ滝観光につきましては、これまでの決算報告の際にも説明しておりますが、郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設、通称アートドアスタイルAMIDAの経営を平成28年度より行っておりました。この際から、経常的な債務超過の状況となっております。ここで、会社としましては、あゆパークの管理運営も行っていることから、こちらの利益を加味した上で、今後についても阿弥陀の経営も取り組んでいただくことを想定しております。

しかしながら、施設の老朽化や時代にあった設備内容になつてはいないと、今後の施設運営に係る改善事業の負担金等を会社としましても、また市としても検討させていただいた結果、会社としましては、AMIDAの運営からは手を引くこととされ、市としても指定管理の解除、併せて施設の普通財産化を本年8月末をもってさせていただいたところとなります。

なお、AMIDAの施設の利活用につきましては、別途説明させていただくこととなりますので、そちらにつきましては、またよろしくお願ひしたいと思います。

最後でございますが、報告第11号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

資料の5ページ目を御覧いただきたいと思います。

ネーブルみなみの経営状況でございます。当期におきます売上げ高でございますが、令和6年度は1億2,746万6,000円となっておりまして、令和5年度比で113%の状況となっておりました。当期損益におきましては、令和6年度は51万1,000円の黒字となりまして、赤字となつております。令和5年度と比べますと、389万9,000円改善した形となつております。この工事につきましては、東海北陸自動車道美並八幡間の通行量が前年度比107.4%となっております。日平均1万117台となっておることや、これに伴いまして、ネーブルみなみ館の売上げにつきましても前年度比111.5%となります、1億800万3,000円となったことが主な理由となつております。左側の貸借対照表からの最下段、令和6年度の繰越利益剰余金につきましては、2,085万6,000円で、令和5年度比で89%の状況となつております。このことにつきましては、負債合計が長期借入金の返済に伴い減少したことによりまして、令和5年度比93%となつておりますが、建物等の減価償却による価値の減少に伴い、資産合計額の減が主な要因となつております。

なお、このプラスとなっております繰越利益剰余金につきましては、その大半が固定資産になつておりますので、よろしくお願ひします。ネーブルみなみといたしましては、今後もエネルギー高騰が懸念されますが、東海環状自動車道の本巣大野神戸インターチェンジ間の開通によりまして、西日本エリアからの通行車両の増、併せまして、東海環状自動車道の西回りにおいては、名神高速自動車道の養老サービスエリア以降、瓢ヶ岳パーキングエリアまでの間において、物販スペースを有するPAがないため、東海環状自動車道を利用され、東海北陸自動車道を北上される方にとっては、初めての物販スペースを有するパーキングエリアとなりますので、これを施設入込数の増、好機と捉えまして、利用者の増、ニーズに対応した商品の提供、品質、サービスレベルの向上に努めまして、収益を上げていきたいというふうに伺っておりますので、よろしくお願ひします。

以上、商工観光部所管の5つの第3セクターの決算状況について報告させていただきました。

どの事業者におかれましても、物価や人件費の高騰によります固定費の増加に対し、懸念はされております。現在、できる限りの対策を実施しているということで伺っております。市としましても、各事業者の経営状況を注視したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 環境水道部からは、株式会社郡上エネルギーソリューションについて報告をさせていただきます。

報告第12号 株式会社郡上エネルギーソリューションの経営状況の報告について、地方自治法第243条3、第2項の規定により、株式会社郡上エネルギーソリューションの経営状況について報告があつたので、次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

第1期業務報告書をお願いいたします。

第1の会社概要と、2の株式の状況は、記載のとおりですので、よろしくお願ひします。

おめくりをいただきまして、3の業務概況をお願いします。

株式会社郡上エネルギーソリューションは、市内の再エネの普及による地球温暖化対策への貢献と再エネの地域内循環を生み出すことを目的として、郡上市51%出資による自治体新電力会社として、令和6年の1月に設立をしました。郡上市の共同提案者として、環境省が募集する脱炭素先行地域づくり事業へ応募するための提案書の作成や、対象エリアへの合意形成の促進に努め、令和6年6月に環境省に対し提案書を提出しました。しかし残念ながら不採択となったことから、地域内の再エネ発電所からの電力供給による小売電力事業の実施を目指した当初の事業計画は困難となり、現在は大きな財源に頼らない事業計画への変更を余儀なくされている状況です。

設立から1年が経過するも事業が動き出せない状況でありますが、実施可能な事業計画に立て直

し、実施に向けて進んでいきたいと考えておるというふうに聞いております。

決算報告書をお願いします。

貸借対照表を御覧ください。

資産の部でございます。流動資産は現金預金等で438万9,383円です。繰延資産は開業費で64万6,600円。資産合計は503万5,983円です。

負債の部です。流動負債は未払金等で9万6,866円です。純資産の部です。株式資本金として500万円、利益剰余金はマイナスの6万883円で、純資産は493万117円となり、負債の純資産は503万5,983円です。

損益計算書をお願いします。

営業活動による収益は57万7,500円でした。これは環境課が県の市町村海洋ごみ発生抑制対策事業補助金を活用して発注した長良川の清掃ラフティングの委託業務を受託したもので、市内外から61名の参加がありました。販売費及び一般管理費の通信費を差し引き、営業利益は5,380円でした。

営業外収益として受取利息を足した経常利益は5,777円となり、法人税等の6万6,660円を差し引いた当期純損失はマイナスの6万883円となりました。

損失金処理計算書をお願いします。

1、当期末処理損失金です。今回が第1期のため、前期繰越剰余金はありません。当期純損失金額はマイナスの6万883円となり、次期繰越損失金は6万8,660円となります。

次ページに監査報告書を添付しておりますので、よろしくお願いをします。

エネルギーソリューションにつきましては、現在、小売電力事業がどうにかしてできないかということで、2社の既にやっておられるところに相談をかけて、見積り等の徴収をしており、9月末まではその結果が来ることになっております。その結果いかんで、民間の方ともこのままずるずると今の状態を引っ張るわけにはいかんということで、何とか12月、次の期末までには、いろんなことを含めて結論を出そうということで合意をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上です。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

これより質疑を行いますが、これはあくまで出資法人からの提出を受けた決算状況を、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいただいた案件であります。この中にも、資料の中に少し事例を申し上げますと、長が提出をした出資法人の経営状況に関する書類に対する質疑の適否というような項目がございますが、長が答弁できる範囲は、あくまでも出資法人からの提出された書類から読み取れる状況に対するものであるといえるため、それを超えて、議員は質疑を行うことは適当ではないと解釈するというふうなこともございます。踏まえまして、質疑につきましては、決算書類の説明の内容を明確化するものに留めていただきたいというふうにして思いますので、よろ

しくお取り計らいをください。

それでは、質疑の内容は、どの報告か分かるように報告番号を述べて質問をしてください。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第7号から報告第12号までの報告を終わります。

お昼になりますが、少し時間を延長して会議を続けたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

◎報告第13号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程40、報告第13号 令和6年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 報告第13号 令和6年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度郡上市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

初めに、①財政健全化判断比率の①実質赤字比率と②連結赤字比率についてです。①の普通会計、②の連結会計、いずれの会計においても赤字は発生しておらず、健全な財政運営となっております。

次に、③実質公債費比率についてです。前年11.1%に対して0.3ポイント上がり、11.4%となりました。新規の借入れを抑制し、起債の償還を進めたことで、ここ数年は14%台で順調に推移しております。

最後に④将来負担比率です。

前年68.3%に対し10.1ポイント改善し、58.2%となりました。地方債残高の減少により順調に下がっております。

次に⑤の実質資金不足比率についてです。これは、公営企業会計における資金不足の大きさを、その事業規模に対してどれくらいの割合かを示している指標となります。これまでの決算ではこの資金不足比率は生じておりませんでしたが、今回病院事業会計において4%、金額にしまして約1.3億円の資金不足が発生いたしました。病院事業会計につきましては、令和6年度に総務省が定

める繰り出し基準までの引上げに加え、経営健全化分として基準外の3億円を加えた約11億円の一般会計繰出しを行いましたが、経営状況のさらなる悪化によりこのような結果となっております。この資金不足比率は、20%を超えると経営健全化計画の策定が義務づけられます。現時点ではこの数値に達しておりませんが、現状を真摯に受け止め、早急に経営健全化に向けて取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第13号の報告を終わります。

◎報告第14号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程41、報告第14号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第14号 放棄した債権の報告について、郡上市債権管理条例第14条第1項及び第2項の規定により、令和7年2月5日付で次のとおり市の債権を放棄したので同条第3項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

本件は、郡上市債権管理条例に基づき1件100万円以下の債権を市長の権限において放棄した報告です。これらは差し抑えなどの強制的な徴収ができない債権であり、今般、時効経過、所在不明、相続放棄等の理由で放棄をいたしました。

上から順に、上水道料金第1号事由、消滅時効に係る時効期間の満了です。再三の連絡にも応じず連絡も取れなくなったため、時効の経過とともに放棄をいたしました。

次に第3号は債務者がお亡くなりになられ、相続放棄をされたためです。

第4号は破産申請によります。

第6号は所在不明のため一旦徴収を停止し、1年を経過したためです。

第7号は生活保護受給から3年経過によります。

次に、農業使用料は第6号事由で所在不明のため一旦徴収を停止し、1年を経過しました。

次に、市民病院の医療費は第7号生活保護受給後の3年経過によります。

その下、市民病院の医療費は第6号所在不明です。

最後に環境課の手数料は第7号生活保護受給後の3年経過によります。

合計で16人16件29万6,877円を放棄いたしました。

これらの債権は債権管理室に移管後、債務者の状況を確認した上で徴収困難と判断をいたしました。なお、昨年度中の債権管理室への移管状況について、資料、タブレット2つほどおめくりいただきますと資料をお付けしております。

上段の表のとおり、市債権の種類でございますが、債権の種類に応じまして、自力執行の可否でありますとか、消滅理由などが異なり、債権管理室が移管を受けるのは資料中央の公債権のうち非強制徴収公債権と、右側の私債権、こちらの債権です。昨年度は下の表のとおり、総額で約52万円の移管を受けまして、完納は23%強の12万4,000円でございました。

以下、徴収停止は所在不明によりまして、一旦徴収を停止しております。移管継続とありますのは、引き続き債務者の状況を調査中。債権消滅は移管中の非強制徴収公債権について、再三の連絡にも応じなく連絡も取れなくなって、対応中に5年の時効期間を経過したため、債権が消滅したこととなります。

最下段の債権放棄が今般の事案に係る分でございます。なお、債権を適正に賦課し、これを納めていただくことは、さきの議会でも議員から御指摘がございましたように、市民負担の公平性と財政の健全化確保には欠かせませんので、引き続き所管課における徴収を徹底し、債権管理室とも情報共有、指導も行いながら、納付率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号について（報告・質疑）

○議長（森藤文男） 日程42、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 報告第15号をお願いいたします。

報告第15号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月4日提出、郡上市長 山川弘保。

おめくりいただきまして、専決第5号をお願いいたします。

専決第5号、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定について、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。専決日は、令和7年7月31日です。

1、損害賠償による和解の内容。

令和7年6月26日午前11時10分頃、郡上市白鳥町六ノ里地内において、市道大林線で路面が損傷している箇所があり、相手方車両が通過した際に、右側後輪のタイヤ、ホイールを損傷した。市は、示談により、下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は50%です。

2、損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額は、8,536円でございます。

路面の破損箇所につきましては、事故発生後に職員が現場を確認し、通行の安全確保を行いまして、再発防止に努めております。申し訳ございませんでした。

○議長（森藤文男） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 時間のないところすみません。細かいことですけども、この損害賠償の相手方の肩書きは必要なのかどうなのか、どうでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求める。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 中濃県事務所長という肩書きということでございますが、議会の過去の話になりますけども、以前、こうした案件で、損害賠償を行った案件で、郡上土木事務所長の肩書きがございましたので、今回それにならいまして、中濃県事務所長という形で、すみません、以前、公用車の案件で、こういった形で肩書きをつけさせていただいたことで、今回は公用車でございませんが、それにならった形で肩書きをつけさせていただいたということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 了解はしましたが、公用車である場合、出るわけですね。

○議長（森藤文男） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 例えばですけれども、市の公用車が何らか賠償を受けることになった場合に、恐らく、郡上市長 山川弘保という名義が相手方に載ろうかと思います。今回は、県の車両で、その車両の管理者が、中濃県事務所長ですね。その方であったということで、正式にこの方に対し賠償をしますということで肩書きが必要であるということで、肩書きを載せさせていただいております。

○17番（野田かつひこ） 了解しました。

○議長（森藤文男） ほかにございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第15号の報告を終わります。

◎議報告第10号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程43、議報告第10号、諸般の報告について、議員派遣の報告を議題といたします。

議員派遣の報告が議員から別紙、写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

◎議報告第11号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程44、議報告第11号、諸般の報告について、例月出納検査の結果を議題といたします。例月出納検査の結果の報告が、監査委員から別紙、写しのとおり提出をされましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

8月25日までに受理をいたしました請願及び陳情につきましては、お手元に配付をいたしました、請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後 0時10分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 大 坪 隆 成

郡上市議会議員 有 井 弥 生